

学校再編準備委員会(第3回跡施設利用検討部会) 結果概要

■ 開催日時 令和7年2月17日(月) 午後1時55分から午後3時35分まで

■ 開催場所 合川公民館 ホール

■ 出席者 【委員】4人

【教育委員会事務局】4人

教育政策課副参事兼政策推進グループリーダー

政策推進グループ (2人)

学校施設グループ (1人)

■ 傍聴者 1人

■ 事項

1 開会(教育政策課政策推進グループリーダー挨拶)

2 説明事項

・令和7年度サウンディング型市場調査の実施に向けて

【資料1】【資料2-1、2-2】【資料3】

→資料に基づき説明。その後、質疑応答及び意見交換。

(参加者)

- ・ サウンディング型市場調査を実施する際に、条件の明示を行うと思うが、合川小学校に関して、進入路の勾配について明記した方が良いのではないか。
- ・ サウンディング型市場調査の対話には、地域住民は参加できるのか。

(教育委員会事務局)

- ・ サウンディング型市場調査の実施に当たり、実施要領の公表前に委員の方には情報共有を行いたいと考えている。
- ・ 調査の対話に地域住民が参加することは難しい。

(参加者)

- ・ サウンディング型市場調査を行うことで事業者が決定するということが。

(教育委員会事務局)

- ・ サウンディング型市場調査の結果は、今後の検討における参考とするが、事業者が

決定するわけではない。また、その後に行う取組の評価にも影響しない。

- ・ 実際に調査を行って見ないと、どのような業種からニーズがあるかわからないため、その結果を踏まえた上で、地域に報告することになると考えている。

(参加者)

- ・ 地域の意向は反映してもらいたい。
- ・ 市街化調整区域に有料老人ホームを建設することは可能か。

(教育委員会事務局)

- ・ 鈴鹿市の高齢者福祉計画との整合性を踏まえると、難しい。

(参加者)

- ・ 合川小学校は崖に関する条例も関係するのではないか。

(教育委員会事務局)

- ・ 可能性はある。

(参加者)

- ・ 算所周辺と白子周辺以外は、建築基準法第22条区域ではないということか。

(教育委員会事務局)

- ・ 資料3に示している算所周辺と白子周辺は準防火地域であり、鈴鹿市ではそれ以外の区域はすべて建築基準法第22条区域に該当する。

(参加者)

- ・ 他の部署の利用意向は確認するのか。

(教育委員会事務局)

- ・ 確認していく。

(参加者)

- ・ 都市計画法第34条第7号について、既存工場に関連する工場を建築することは可能ということか。

(教育委員会事務局)

- ・ 条件を満たせば、開発行為が可能な場合がある。

(参加者)

- ・ 地域全体の意見というわけではないが、合川地区市民センターを現在の合川小学校に移転する案も検討してほしい。

(教育委員会事務局)

- ・ 1回目の会議で意見をいただいた際にも、担当課に情報共有を行っている。

(参加者)

- ・ サウンディング型市場調査を実施することは、どのような方法で周知を行っていくのか。

(教育委員会事務局)

- ・ 鈴鹿市のウェブサイトに掲載するだけでなく、サウンディング型市場調査の情報が集約されている業界団体等のウェブサイトにも掲載していきたいと考えている。

(参加者)

- ・ サウンディング型市場調査を実施するスケジュールについて、もう少し前倒しできないか。

(教育委員会事務局)

- ・ 庁内での調整も踏まえ、スケジュールを設定している。
- ・ 募集期間が短くなってしまうことによって、民間事業者の負担が増加してしまう可能性がある。

(参加者)

- ・ サウンディング型市場調査を実施して、応募がなかった場合は、再度調査を実施するのか。

(教育委員会事務局)

- ・ 再調査の実施については、状況を踏まえて、検討していく必要があると考えている。
- ・ 応募の有無に関わらず、避難所や開放事業の位置付けに関する検討は行っていく必要があると考えている。
- ・ 今後の予定としては、サウンディング型市場調査の実施要領を公表する前に、委員の方に共有をさせていただく。時期は5月前後を想定している。
- ・ 今後はサウンディング型市場調査の結果を踏まえ、地区ごとに具体的な検討をしていくことになると考えている。

3 今後のスケジュールについて

- ・ 跡施設利用検討部会については、検討状況等を踏まえて適宜開催

4 閉会

以上